

お知らせ

肝臓機能障害による
身体障害者手帳を交付し
ます

4月1日から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます。

■対象

認定基準に該当する肝臓機能障害のある人、肝臓移植を受け抗免疫療法を実施している人で社会・日常生活が著しく制限される人

■認定基準

主として肝臓機能障害の重症度分類（Child-Pugh分類）の判定で、3か月以上グレードCに該当すること（※診断前6か月間にアルコールを摂取している人は対象になりません。）

■申請に必要な物

手帳交付申請書、指定医師が記載した所定の診断書、写真（縦4cm×横3cm）2枚、印かん

■問い合わせ 福祉課

☎0820（77）5505

障害のある方に対する
自動車税等の減免制度が
変わります

4月1日から、身体などに障害のある方に対する自動車取得税・自動車税の減免制度の一部を改正しています。主な変更は次のとおりです。

○減免額に上限を設定

- ・自動車取得税
課税標準額300万円
- ・自動車税
年税額 4万5千円

○自動車税の月割減免制度を創設

新たに減免の要件を満たした場合、申請の翌月から月割で減免します。

○減免の対象となる自動車を
拡充

生計を同一にする方が所有する自動車も、減免対象となります。（障害者の方1人につき1台）

※拡充については軽自動車も対象です。詳しくは町税務課にお問い合わせください。

☎0820（74）1008

○地域づくり活動支援事業を募集します

町では、平成22年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体に対し、予算の範囲内で活動を支援するための補助金を交付する事業を実施します。募集要項や様式は、町ホームページまたは各総合支所窓口で入手できますので、ご応募ください。

■対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体。

■対象事業

①新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業、②地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業、③住民参画による地域づくりの機運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業の内いずれかの事業。

■補助金額

1団体への支援は、事業費の9割以内とし、上限を50万円とします。なお、平成23年2月末までに事業が完了するようにしてください。

■募集期限

4月28日(水)

■問い合わせ 政策企画課

☎0820（74）1007

お大師堂めぐり歩け歩け
大会

■日時 4月29日(木)
午前10時～午後4時

■スタート会場
スパーク大島

（役場大島庁舎前）

■内容

大島八十八か所霊場内、屋代平野に点在している十八か所をご家族の方などと一緒にお大師堂めぐりをお楽しみいただきます。

■問い合わせ

（社）周防大島観光協会
☎0820（72）2134

特設人権相談所

- ◆日時 5月10日(月) 午前9時30分～正午
- ◆場所 大島庁舎
- ◆相談内容 法律、人権、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配事
- ◆相談員 人権擁護委員
- ◆問い合わせ 福祉課
☎0820（77）5505